

## 出席停止について

仙台市立西多賀小学校長

学校保健安全法第19条に基づき、他の児童への感染を防ぐため、お子様の出席を停止いたします。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、お子様の健康に一層ご留意されますようお願い申し上げます。

### ○出席停止期間

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	すべての発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- ※ 「発症した後〇日を経過」や「解熱した後〇日を経過」等については、発症した日や解熱した日を0日と数えます。
- ※ これらの感染症の可能性があり学校を欠席させる場合には、学校に電話にて連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。
- ※ 出席できるのは、医師が感染及び余病の併発のおそれがないと認めたときになります。この期間は、欠席の取り扱いはいたしません。